

「運動部活動の一層の充実に向けて」  
—インターハイの課題整理と改善の方向性に関するまとめ—  
(報告書)

令和2年6月12日

公益財団法人全国高等学校体育連盟

運動部活動作業部会



## < 目 次 >

1	はじめに	1
2	課題の設定	2
3	課題改善に向けた方向性等に関するまとめ	3～5
4	課題改善に向けた工程表①・②	6～7
5	資料	
	①規程	9
	②作業部会の構成	10



## 1 はじめに

従前から、公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）では、各主管課、都道府県高体連や全国競技専門部等の関係組織と連携の下、全国高等学校総合体育大会（以下「インターハイ」という。）の安定的な開催に向け、主体的に取り組んできた。今、様々な社会状況が急速に変化する時代の中で、こうした取組は一層重要性が増している。

平成30年3月20日、スポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」が示されたことを受け、本連盟では同年5月に高等学校における運動部活動（以下「部活動」という。）の一層の充実を図ること、並びにガイドラインへの対応等に関する本連盟の方向性について整理することを目的に「運動部活動検討委員会・同作業部会」を設置した。

言うまでもなく、インターハイは運動部活動（以下「部活動」という。）に所属する全国120万人の高校生アスリートにとって憧れの夢舞台であり、教育活動の一環として開催される高校生最大のスポーツイベントである。従って、各学校で日々展開される部活動は、インターハイの基盤となる教育活動であると言える。

部活動は「日本型学校教育」の中にあって生徒一人ひとりの健康・体力の維持増進や運動技能の向上は勿論のこと、良好な人間関係の構築や基本的生活習慣の確立、生涯スポーツへの基盤づくり等、生徒の健全育成にとって極めて重要な教育活動として位置付けられている。一方、加速度的に進展する少子化傾向や、部活動指導が教員の長時間労働の一因として問題視されるなど、これからの部活動の在り方そのものに対し社会全体が注視していることも事実である。

併せて、ガイドラインでは学校体育大会に関して「単一の学校からの複数チームの参加、複数校合同チームの全国大会等への参加、学校と連携した地域スポーツクラブの参加などの参加資格の在り方」を含めた「学校単位で参加する大会等の見直し」について言及している。

本報告書は、様々な社会状況の変化に対応しつつ、インターハイのより良い形づくりに向け、平成30年度・令和元年度の作業部会内で協議した内容を整理したものである。時間的な制約もあり全ての面で整理できた訳ではないが、今後継続的に検討を進めていく手掛かりの一つになれば幸いである。

## 2 課題の設定

本連盟の諸会議では様々な場面でインターハイの諸課題に関する議論が行われている。本連盟としてはそれら多くの課題に対し、これまで以上に、真摯に向き合い対応を進めていく必要がある。その最大の課題が開催経費と暑熱対策である。そして、これら個々の課題は、それぞれが独立して存在しながらも複雑に重なり合っているという状況が、課題改善に向けた取組み自体の困難性を増幅させている。

また、昨年12月24日に厚生労働省から2019年の出生者数が90万人を下回ったと発表がされた。彼らが高校生年代となる15年後以降には、仮に現在の部活動加入率が維持されたとしても現在の120万人の部活動生徒が90万人程度になると推測できる。

そして、ガイドラインの「5 学校単位で参加する大会等の見直し」のアには、「単一の学校からの複数チームの参加、複数校合同チームの全国大会等への参加、学校と連携した地域スポーツクラブの参加などの参加資格の在り方、参加生徒のスポーツ障害・外傷の予防の観点から大会の規模もしくは日程等の在り方、スポーツボランティア等の外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを速やかに行う。（以下省略）」と示されている。

以上のような状況から、作業部会では2年間という時間的な制約も考慮した結果、以下の項目を当面の課題として設定した。

- (1) 部員不足による合同チームのインターハイへの参加について
- (2) 大会規模の見直し等（開催時期・日数）について
- (3) 固定開催競技の拡大について
- (4) 部活動指導員の活用状況について
- (5) 地域スポーツクラブ等との連携の在り方について

### 3 課題改善に向けた方向性等に関するまとめ

#### (1) 部員不足による合同チームのインターハイへの参加について

##### ア まとめ

本報告書においても既に言及したとおり、少子化は加速度的に進展している現状にある。地域や競技種目において多少の違いはあるが、部員不足によりチーム編成が困難な状況は共通する課題である。

部活動は大会出場やその結果のみが全てではないが、日頃の活動の成果を試す場所に立つことさえ叶わないという状況は、様々な観点から考慮されるべきである。勿論、各地域の大会においては多くの場合、部員不足による合同チームの大会参加が認められているが、本連盟が主催する全国大会への出場は認められていない。

これに対し、日本中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会（一部競技）と、日本高等学校野球連盟が主催する全国高等学校野球選手権大会においては部員不足による合同チームの出場が認められている。

以上のことから本連盟として「部員不足による合同チームのインターハイへの参加について」は、関係する基準や規定を整備したうえで柔軟な対応が可能となるよう改善すべきと考える。

##### イ 課題改善に向けた検討事項

- ①合同チーム編成上の規定の整備。
- ②引率者の負担増大。
- ③合同チーム引率に係る経費負担。

#### (2) 大会規模等の見直し（開催時期・日数等）について

##### ア まとめ

各中央競技団体主催の下、個別に開催されていた高校生年代の選手権大会は昭和 38 年（1963 年）からインターハイとして新たにスタートした。開催時期については、学業に支障が少ない長期休業日中に開催することとしている（夏季大会開催基準要項に 8 月 1 日から 8 月 10 日、8 月 17 日から 8 月 20 日と規定）。また、近年の異常とも言うべき暑さ対策として、仮に 9 月から 10 月の実施を想定すると、3 年生の進路実現、・授業や教員の校務への支障、また大会運営側からも役員等の確保が困難となる等多くの課題がある。

一方、大会日数の見直しは開催経費の削減に大きな効果を期待することができる。しかし、実現に向けては参加チームの削減に踏み込まざるを得ず、一県一校代表というインタ

ーハイの前提に関わる問題だけに早期の改善は困難と考える。

こうした状況から、現時点では「大会規模等の見直し開催時期・日数について」は変更の可否等について継続検討とする。

#### **イ 課題改善に向けた検討事項**

- ① 開催基準要項（開催期間原則4日）と競技特性を踏まえた上で、時期・日数に関する競技専門部との調整を推進。
- ② 総合開会式に関する開催地との連携・調整。

### **(3) 固定開催競技の拡大について**

#### **ア まとめ**

夏季インターハイ30競技中、ヨット競技のみが平成27年（2015年）から和歌山県において固定開催されている。この状況の中、夏季インターハイ終了後に開催される開催地主管課長連絡協議会において、開催地の経費負担軽減に向けた固定開催競技の拡大に関する意見・要望が数多くある。この動きに加え、暑熱対策の一環として冷涼地での固定開催を強く希望する専門部も存在している。

出発点を異にしてはいるが固定開催という形式が同じであることや、競技専門部が単独で進めるべき内容ではないこと等から、本連盟の主導の下、可能な限り早期に対応を進めていくべき課題と考えている。

#### **イ 課題改善に向けた検討事項**

- ① 固定開催の拡大が開催経費の削減に繋がるか否かの検証。
- ② 固定開催が望ましい当該競技専門部との連携・推進。
- ③ 冷涼地での固定開催を希望する当該専門部及び中央競技団体との調整慎重な展開。

### **(4) 部活動指導員の活用状況について**

#### **ア まとめ**

平成29年3月に部活動指導員制度が確立した。本連盟では平成30年5月の理事会においてインターハイ等全国大会の引率に係る規定の見直しを行い、部活動指導員による全国大会への引率を認めることとなった。一方、都道府県高体連が主催する競技大会における部活動指導員の引率に関する規定の整備状況及び引率の可否について調査した結果、全ての都道府県において部活動指導員による引率が認められていることが分かった。しかし、制度の設置状況や実際の任用の状況については、各自治体において違いがあること

も同時に分かった。

顧問として指導を行う当該競技の経験が全くない教員が 40%以上存在し、顧問としての仕事量が長時間労働の一因とされている現状において、外部人材を活用することは教員の働き方改革を推進するという観点から、その一助になると考えられる。制度の課題改善に取り組みながら本連盟としても更に推進すべきと考える。

#### **イ 課題改善に向けた検討事項**

- ①学校教育の一環として展開される部活動への理解・浸透。
- ②任用拡大につながる財源確保に向けた働きかけ。
- ③制度の周知並びにコーディネート制度の確立。

### **(5) 地域スポーツクラブ等との連携の在り方について**

#### **ア まとめ**

インターハイ各競技種目別大会の参加校数は、一県一校代表による学校対抗戦が原則となっている。従って、例えば主たる練習場所がスポーツクラブ、道場等学校外であったとしても在籍校に当該の部活動が存在し、その学校が高体連に加盟していることが必要となっている。

一方、ガイドラインの「5 学校単位で参加する大会等の見直し」の「ア」には「学校と連携した地域スポーツクラブの参加などの参加資格の在り方」の見直しについて具体的に言及されている。今後、少子化や学校の働き方改革を中心とした社会状況の変化が更に進展し、学校教育の一環として展開されている部活動の在り方そのものに変革が求められている。

この課題について作業部会としては、まさしくインターハイの根幹に関わる部分と受け止めている。従って、このことに係る参加資格等の改正については、一定程度時間をかけて慎重に整理すべき課題と考える。

#### **イ 課題改善に向けた検討事項**

- ①都道府県高体連並びに競技専門部との意見調整。
- ②導入を想定した場合の「参加資格」等の条件整備。

諸課題の改善に向けた工程表①【令和2年度】

		令和2年度 (2020年度)															
		令和元年度		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国高体連諸会議等	理事会 評議員会									インターハイ							選抜大会
	総体検討 ・中央	総体検討 ・中央	基本問題 理事会	加盟団体 会長	総体検討 ・中央	基本問題	全体会議	理事会	研究大会								
新作業部会 (仮称)	新組織立上げに向けた準備・承認																
	第1回部会																第2回部会
(1) 部員不足による合同チーム関連	導入に向けた課題整理方法・手順等の整理等の検討																
(2) 開催時期・規模・日数関連	時期の変更は困難。規模・日数の縮小に向けた課題の整理。都道府県高体連並びに競技専門部に對する意向調査等の実施。																
(3) 固定開催競技関連	第1回部会 第2回部会 第3回部会																
(4) 部活動指導員の活用関連	令和2年度の活用状況等に関する調査実施 日本中体連との連携、情報交換並びに共有																
(5) 地域クラブスポーツ関連	地域スポーツクラブ等との連携の在り方に関する課題の整理・実施に向けた課題の整理・調査の実施、方向性等の確認																
その他	令和元年度部会内で確認した内容を理事会等に報告 新年度に継続する																
	■次年度以降の総括 ■年度内の総括 について理事会等に報告等																



< 資 料 >

公益財団法人全国高等学校体育連盟 運動部活動検討委員会規程

平成 30 年 5 月 22 日  
理 事 会 決 定

第 1 条 目的

高等学校における運動部活動の一層の充実を図るため、その現状把握や課題等を整理し、公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「本連盟」）及び、本連盟会員である都道府県高等学校体育連盟と連携の下、これからの運動部活動の在り方について検討する。併せて「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（以下「ガイドライン」）」（平成 30 年 3 月スポーツ庁）への対応等について本連盟としての方向性について整理する。

第 2 条 名称及び組織

- (1) 1 の目的を達成するため運動部活動検討委員会（以下「本検討委員会」）を設置する。
- (2) 本検討委員会は基本問題検討委員会（15名）に、外部有識者（1名）、本連盟理事（1名）、本連盟総体検討委員会委員長（1名）を加えた18名により組織する。
- (3) 本検討委員会の委員長は本連盟会長とし、委員長により必要があると認めるときは代理の者をもって代えることができる。
- (4) 本検討委員会の円滑な運営に資するため運動部活動作業部会を設置する。

第 3 条 運動部活動作業部会（以下「部会」）

- (1) 部会の座長は専務理事とし、座長により必要があると認めるときは代理の者をもって代えることができる。
- (2) 部会の構成は、外部有識者（1名）、本連盟理事（1名）、専務理事（1名）、基本問題検討委員会に属する理事長のうち会長が指名する者（1名）、総体検討委員会委員長（1名）、全国専門部（1名）の6名とする。
- (3) 部会は座長が招集し随時開催する。
- (4) 座長は必要と認められる場合は、部会に構成員以外からの出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

第 4 条 組織の役割

- (1) 本検討委員会は部会からの報告を受け、諸課題の改善に向けた事項について検討・確認し、理事会に報告する。
- (2) 部会は運動部活動の全般的な課題の把握・整理を行うとともに、改善に向けた具体的な方向性等について検討し本検討委員会の円滑な運営に資する。

第 5 条 組織の設置期間等

本検討委員会及び部会の設置期間は2018年度（平成30年度）から2019年度までの2年間とする。なお、委員の任期も同様とする。

附則 この規程は平成30年5月23日から施行する。

平成 30 年度・令和元年度 運動部活動作業部会の構成員

1 平成 30 年度 運動部活動作業部会（6名）

構成領域	氏 名	所属等
外部有識者	友添 秀則	早稲田大学 教授
全国高体連専務理事	奈良 隆	運動部活動作業部会座長
全国高体連理事	山崎 成夫	本連盟副会長
基本問題検討委員会委員長	釜田 渉	石川県高体連理事長
総体検討委員会委員長	加藤 敦	広島県高体連理事長
全国専門部	田部井 秀郎	バドミントン専門部長

【オブザーバー】

スポーツ庁政策課学校体育室長 塩川 達大 氏

JOC 大会準備運営第 1 局次長 森 泰夫 氏

2 令和元年度 運動部活動作業部会（6名）

構成領域	氏 名	所属等
外部有識者	友添 秀則	早稲田大学 教授
全国高体連専務理事	奈良 隆	運動部活動作業部会座長
全国高体連理事	山崎 成夫	前本連盟副会長
基本問題検討委員会委員長	川中 慶明	愛媛県高体連理事長
総体検討委員会委員長	土居 昌彦	北海道高体連理事長
全国専門部	田部井 秀郎	バドミントン専門部長

【オブザーバー】

広島県高体連 前理事長 加藤 敦 氏